

個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	墓籍簿	
2 実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	実施機関名 組織名	市長 衛生事業課
3 個人情報ファイルの利用目的	墓地の埋蔵者・改葬者の記録	
4 記録項目	『使用者記録』使用墓地の種別と区画, 使用料, 管理料, 許可年月日, 許可番号, 使用者の本籍・住所・氏名, 代理人の住所・氏名 『埋蔵・改葬者記録』許可の市町村と番号, 本籍, 住所, 氏名(死胎は父母の氏名), 性別, 出生年月日(死胎は分娩年月日・時), 死亡年月日・時, 死亡場所(死胎は分娩の場所), 埋蔵・改葬年月日, 使用者との続柄, 埋蔵と改葬の別	
5 記録範囲	墓地使用者及び埋蔵・改葬者	
6 記録情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 届出 <input type="checkbox"/> 本人以外	
7 要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
8 記録情報の経常的提供先	なし	
9 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 水戸市生活環境部衛生事業課及び水戸市情報公開センター (所在地) 水戸市中央1丁目4番1号	
10 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
11 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電子処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
12 備考		

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。